

仕 様 書

1. 件 名 重度障がい者紙おむつ支給事業業務委託【単価契約】

2. 履行場所 酒田市内

3. 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 契約方法

この業務委託契約は、各紙おむつ1枚当たりの単価契約とする。各紙おむつの品目は、「令和8年度 重度障がい者紙おむつ支給事業業務委託 紙おむつ支給品目一覧表(別紙)」のとおりとする。

5. 業務委託契約の内容

(1) 支給対象者及び業務内容

65歳未満の重度障がい(児)者で在宅にて障がいのため常時失禁状態を伴い、日常生活のすべてについて全面介護を必要とする者(介護保険該当者を除く)に対して、紙おむつを現物にて支給する。

(2) 支給タイプ別

月額6,000円以下と月額8,000円以下の二つの支給タイプがあり、各支給対象者がいずれの支給タイプであるかについては、委託者から各支給対象者に連絡する。

(3) 対象人数

49人(令和8年1月1日現在。内訳は月額6,000円以下が12名、月額8,000円以下が37名)。ただし、実施月により新規、休止及び死亡があり支給対象者が増減する場合がある。

(4) 業務手順及び詳細

- ・委託者より「支給対象者名簿」及び各支給対象者の「支給カード(別紙)」を受託者に提供する。
- ・委託者より、受託者の「会社名・担当者名・連絡先」を各支給対象者に通知する。
- ・一月当たり一回の現物支給とする。(基本的には毎月15日までに受託者が事前に各支給対象者に連絡の上、一回で各支給対象者宅に配送する。)
- ・配送時には、受託者が各支給対象者の「支給カード」に紙おむつの種類及び枚数を記入して持参する。
- ・受託者は、各支給対象者から「支給カード」に受領確認の押印をしていただく。
- ・受託者は配送の際、翌月分の紙おむつの種類及び枚数を、各支給対象者から聞き取り「支給カード」に記入する。
- ・各支給対象者が希望する紙おむつの種類及び枚数の選定、または、その変更については、受託者が随時受付けて対応する。ただし、配送後の紙おむつの種類及び枚数については交換を認めない。なお、配送の際、翌月分の紙おむつの種類及び枚数を「支給カード」に記入した以降、その翌月分の変更は認められない。
- ・実施月によって新規、休止及び死亡があり支給対象者が増減した場合は、委託者及び受託者の双方が連絡調整を行い対応を図るものとする。

6. 提出書類

受託者は、実施月の月末までに、その月分をまとめた「支給対象者一覧表(受託者が任意で作成する。表のサイズはA3版とし、記載内容については委託者と打合せをする)」及び各支給対象者の「支給カード」を委託者に提出し、委託者の検査を受けるものとする。

7. 支払方法

- ・委託料は、現物支給した枚数に契約単価を乗じて算出される金額を毎月支払うものとする。
- ・請求書は本市指定の様式によるものとし、委託者が行う検査に合格後、実施月の翌月10日までに委託者へ提出すること。

- ・委託者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

8. 個人情報の取り扱い

受注者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

9. その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、委託者及び受託者の双方が協議の上決定するものとする。